

都市税源の充実強化等に関する提言

都市の自主財源の根幹である都市税源を充実させるため、国は、次の事項の早期実現のため適切な措置を講じられたい。

1. 地域主権の確立に向けた地方税体系の構築

(1) 国・地方の税源配分の当面「5：5」の実現と偏在性の少ない税体系の構築

地域主権改革をより一層推進し、地方自治体の自立的かつ効率的な行財政運営を可能とする地方税中心の歳入構造を構築するためには、国と地方の役割分担を抜本的に見直し、地方が担う事務と責任に見合った税源配分とすることが必要である。

については、次の措置を講じること。

① 地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面、税源移譲による国・地方の税源配分「5：5」の実現を図ることにより、地方の財政自主権を拡充すること。

② 税制抜本改革を実現するに当たっては、都市自治体が行う生活、福祉、教育などの行政サービスを迅速かつ的確に提供できるよう一般財源を充実確保する観点から、地方消費税の拡充を含め、偏在性が少ない安定的な地方税体系を早急に構築するとともに、地方交付税の法定率の引上げを行うこと。

その際には、税源の偏在是正だけに着目した地方税による税収配分の調整は行わないこと。

(2) 権限移譲に伴う税財政措置

国または都道府県から都市自治体への権限移譲に当たっては、税源移譲等による適切かつ確実な税財政措置を講じること。

(3) 税制改正に際し地方の意見を反映できる仕組みの構築

地方税の課税主体は地方自治体であることから、税制改正の検討に当たっては、地方が制度設計に参画し、地方の意見を十分反映できる仕組みを構築すること。

2. 環境関連税制の導入及び自動車関係諸税の維持確保

(1) 環境関連税制の導入

環境関連税制の導入に当たっては、環境施策において都市自治体の果たしている役割及び財政負担を十分勘案し、その役割等に応じた税財源を確保する仕組みとす

ること。

また、石油石炭税の引上げにより地球温暖化対策のための税を創設する場合には、税収の一定割合を地方税財源として必ず確保すること。

(2) 自動車関係諸税の維持確保

自動車関係諸税の見直しに当たり、現行の自動車重量税と自動車税・軽自動車税とを一本化する場合には、地球温暖化対策の観点や極めて厳しい地方財政の状況を踏まえ、現行の自動車重量税（自動車重量譲与税を含む）総額は確保したうえで、地方税とすること。

また、配分に当たっては、都市自治体の環境施策において果たしている役割等に鑑み、各都市の財政運営に支障が生じないように、必要総額は必ず確保できるよう制度設計を行うこと。

3. 都市税源の充実強化

以下の事項について、充実強化を図ること。

(1) 個人住民税

- ① 都市自治体が担うべき基礎的行政サービスを安定的に供給するため、個人住民税の都市自治体への配分を充実させること。
- ② 個人住民税均等割については、これまでの1人あたりの国民所得や地方歳出等の伸びを勘案すると低い水準にとどまっているため、その税率を上げること。
- ③ 個人住民税の本来の性格を踏まえ、新たな政策的控除の導入は原則として行わないこと。

また、人的控除の見直しに当たっては、個人住民税と所得税の税体系上の整合性の観点等を踏まえて検討すること。

(2) 法人住民税

- ① 法人所得課税については、法人の活動と都市行政との関わり大きさ、都市税源としての重要性等に鑑み、法人住民税として都市自治体への配分を充実すること。
また、国の施策として法人実効税率の引下げを行う場合は、地方にとって減収となることがないように国の責任において確実に措置すること。
- ② 法人住民税均等割については、これまでの所得や地方歳出等の推移を勘案すると低い水準にとどまっているため、その税率を上げること。

- ③ 日本銀行については、国庫納付金が所得の算定上損金に算入されているため、国庫納付金の多寡によって法人住民税の税収に大幅な変動を来たす等の問題があるので、安定した税収入を確保できるよう、これらについて抜本的な見直しを行うこと。

(3) 固定資産税

- ① 固定資産税は、市町村税の大宗をなしている重要な基幹税目であることから、その安定的確保を図るため、商業地等にかかる負担水準は当該年度評価額の70%を上限とするなど、現行制度を堅持すること。
- ② 償却資産は、資産の保有と都市自治体の行政サービスとの受益の関係に着目して課税されるものであり、事業の用に供している限り一定の価値が存することから、現行制度を堅持すること。
- ③ 家屋の評価方法はその複雑さから納税者の理解を得にくく、その事務量が膨大になっていることから、家屋評価方法の簡素化・合理化を図ること。
- ④ 「再建築費評点基準表」については、新增築家屋にかかる調査事務・評価事務に要する時間を確保するため、少なくとも当該事務が本格化する評価替え前年度の4月には改正告示すること。

また、「再建築費評点補正率」及び「経年減点補正率基準表」についても、主に既存家屋にかかる評価替え事務において使用するほか、翌年度の税収見込みの算定基礎数値となるものであることから、これらの事務が本格化する評価替え前年度の9月には改正告示すること。

なお、改正に先立っては、できるだけ早く改正案を提示すること。

- ⑤ 固定資産税等については、法定納期限等以前に設定された抵当権の優先の規定等により、徴収が非常に困難となる事例が多く存在するため、関連する制度の改善を図ること。

(4) 軽自動車税

軽自動車の大型化・高性能化及び自動車税との負担の均衡を考慮し、標準税率を上げること。

特に原動機付自転車については、貴重な地方の税収であるにもかかわらず、徴税効率が極めて低水準にとどまっていることから、課税のあり方、標準税率、課税方法等の課税制度の抜本的な見直しを図ること。

(5) 地方たばこ税

地方たばこ税は、偏在性が少ない税であり、地方にとって貴重な財源であるこ

とから、厳しい地方財政の状況を踏まえ、現行のたばこ税の国と地方の配分割合 1 : 1 を引き続き堅持すること。

(6) 事業所税

事業所税は、都市環境の整備及び改善に充てる貴重な財源であるため、昭和 61 年度以降据え置かれている資産割の税率の見直し等、その充実を図ること。

(7) 交付金・地方譲与税

① ゴルフ場利用税については、ゴルフ場所在地におけるゴルフ場関連の財政需要に要する貴重な財源であることから、現行制度を堅持すること。

② 国有資産等所在市町村交付金については、固定資産税の代替的性格を基本としていることから、交付金対象資産の拡充を図ること。

③ 国有提供施設等所在市町村助成交付金については、基地所在都市の厳しい財政状況と固定資産税の代替的性格を考慮し、対象資産価格の 100 分の 1.4 に相当する所要の予算額を確保すること。

また、現在対象となっていない事務所等施設について交付金措置をすること。

④ 空港関係市町村における航空機騒音対策事業、周辺整備事業等に要する経費が多額であることから、航空機燃料税の税率の引下げを行う場合は、地方にとって減収となることのないよう、現行の航空機燃料譲与税の総額を確保すること。

⑤ 特別とん税については、港湾施設の整備に要する費用の増大等にかんがみ、税率を引上げること。

(8) 地方税における税負担軽減措置等の整理合理化

地方税における税負担軽減措置等については、税負担の公平確保の見地からより一層の整理合理化を図ること。

特に、固定資産税の非課税、課税標準の特例措置については、抜本的に是正措置を講じること。

また、地方税収に影響を及ぼす国税における租税特別措置についても見直しを行うこと。

(9) 大都市等の事務配分の特例に対応した税財政の充実強化

① 政令指定都市については、国・道府県道の管理その他の事務配分の特例が設けられ、これらの事務を行っているにも関わらず、所要額が税制上措置されていないので、地域主権改革のより一層の推進のためにも、事務配分に見合った

税制上の措置を講じること。

また、中核市及び特例市についても、事務配分の特例等に見合った税財政上の措置を設けること。

- ② 政令指定都市の市立小・中学校等の教職員に係る給与費負担の移管に当たっては、退職手当、事務関係経費を含めた所要額全額を税源移譲により講じること。

また、中核市等への人事権の移譲に当たっても所要額全額を税源移譲により講じること。

併せて、学級編制や教職員定数、教職員配置等の包括的な権限移譲を行うこと。

4. 課税・徴収体制等の改善について

地方税に対する住民の理解と信頼を得るとともに、課税・徴収事務の効率化を図る観点から、税負担の公平を確保しつつ、住民に分かりやすい簡素な制度とすること。

(1) 還付加算金の見直し

還付加算金の利率については、社会経済情勢を反映した利率となるよう見直しを図ること。

特に法人市民税の中間納付額の還付にかかる還付加算金については、早急に廃止を含めた見直しを図ること。

(2) 個人住民税の公的年金からの特別徴収制度について

日本年金機構から都市自治体へ提供される個人住民税の公的年金にかかる特別徴収対象者情報等については、6月初めに納税義務者に税額通知をするため、現状より前倒しして提供すること。

なお、個人住民税の公的年金からの特別徴収制度に対する年金受給者のより一層の理解を得るため、国においても更なる周知・広報を図ること。

(3) 地方税の電子申告システムの普及及び安定的運営

地方税の電子申告システムについては、都市自治体への普及及び安定的運営により、納税者の利便性の向上が図られることが重要である。このため、地方自治体共同のシステム構築及び費用等について、引き続き国及び都道府県の協力体制を維持すること。また、都市自治体の負担について、必要な財政措置を講じること。

(4) 課税に係る各種データの電磁的方法による提供

市町村税の賦課、決定に当たっては、所得税の確定申告データ、配当・報酬データ、法務省所管の商業登記データ、軽自動車車両データ等を用いているが、これらのデータは紙で供されており、また自ら出向いて閲覧し、取得しなければならず、データ処理に多大な労力と費用を費やしている。

課税事務の効率化のため、必要なデータについては、電磁的方法により確実に提供されるようにすること。

特に、還付目的の確定申告の場合、e-Tax システムでは源泉徴収票の添付が不要とされていることから、適用控除項目及び控除額等の不明なデータがあり、住民税の賦課事務に支障を来しているためシステムの改善を行うこと。

また、平成 23 年 1 月より実施予定となっている所得税の確定申告データの提供に当たっては、国税総合管理システムデータの確定申告書第二表の早期データ化を講じるとともに、課税事務に支障を来さないよう年度末までに提供すること。

さらに、提供データや仕様等について都市自治体の意見を十分に踏まえるとともに、システム開発にかかる都市自治体の負担について、必要な財政措置を講じること。

(5) 税制改正における国等の対応

地方税制に対する住民の理解と信頼をより確かなものにしていくためには、税制度についての広報活動を充実する必要がある。そのため、国・都道府県・市町村の協力体制を強化すること。

また、社会保障・税共通の番号制度、給付付き税額控除、市民公益税制など新たな制度の導入等に当たっては、円滑に制度の導入・運用がされるよう、都市自治体の意見を十分踏まえるとともに、適宜・適切な情報提供を行うこと。

併せて、個人道府県民税にかかる徴収取扱費交付金についても、税制改正に対応するためのシステム改修等により増大する賦課徴収経費を算定基礎となる金額に適切に加算させること。

5. 地方税法の改正時期

地方自治の根幹である税条例の改正について地方議会での議論の時間や住民への周知期間が十分確保されるよう、地方税法等の改正・公布の時期について配慮すること。